

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 1 4 日

各公益法人 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

テロ資金供与に関するアンケートの実施について

公益法人の皆様におかれましては、日頃から公益法人行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 8 月 30 日に、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組み「金融活動作業部会 (Financial Action Task Force。以下「FATF」とします。)」によるマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策等に係る対日審査報告書が公表されました。現在、政府全体で、本報告書を踏まえた対応に取り組んでいるところです。

本報告書では、公益法人についても、知らず知らずのうちにテロ資金供与の活動に巻き込まれる可能性があるため、対策が必要とされており、当室において検討を進めているところです。具体的には、テロ資金供与に関する公益法人におけるリスクの特定や評価を行い、各公益法人に対して、テロ資金供与対策の好事例の共有を行うことを検討しています。

当室におけるこれら検討のための基礎資料として、公益目的事業の事業目的 15 「国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業」を実施している公益法人及び海外において事業を行っている公益法人を対象として、アンケートを実施させていただくこととなりました。

つきましては、対象の公益法人の皆様には当室から電子メールにて、アンケートへの御協力のお願いをお送りさせていただいておりますので、電子メールを受信された公益法人の皆様におかれましては、是非、本アンケート調査への御協力をお願いいたします。

【本件担当】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

伊藤（幸）、鶴岡

電話番号 03-5403-9520

03-5403-9528

メールアドレス koueki-info.u8c@cao.go.jp

御参考

○ FATF 第4次対日相互審査報告書の概要（仮訳・未定稿）（抜粋）

主な評価結果

i) (略) 日本は、リスクのある非営利団体（以下、NPO等）についての理解が十分ではなく、そのため、NPO等のテロ資金供与対策のための予防的措置を強化するために、当局がターゲットを絞ったアウトリーチを行うことができない。このため、日本のNPO等は、知らず知らずのうちに、テロ資金供与の活動に巻き込まれる危険性がある。

優先して取り組むべき行動

i) テロ資金供与に悪用されるリスクがあるNPO等、特にリスクの高い地域で活動しているNPO等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。

※下線は内閣府が追加

※「NPO等」は、公益法人のほかNPO法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人を含む

○ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（抜粋）

6. 資産凍結及びNPO

	項目	行動内容	期限
(5)	NPOのリスク評価とモニタリング	NPOがテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。	令和4年春
(6)	NPOへの周知	高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。	令和4年春

○ 用語の解説

FATF（金融活動作業部会。Financial Action Task Force）：マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の国際基準（FATF勧告）を策定し、その履行状況について相互審査を行う多国間の枠組み。1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された。現在、G7を含む37カ国・2地域機関が加盟しており、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界205の国・地域に適用されている。

テロ資金供与…テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指すものであり、マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は小額もあり得る。